

マイナポータルから引越し手続きオンラインサービスを利用された方へ

下記の表を参考に、転出元(枚方市)と、転入した市区町村役場にて転入手続きをお願いします。

制度名	枚方市での手続き	枚方市担当課	転入地での手続き
印鑑登録	転出(予定)日または転入届出日のいずれか早い日をもって印鑑登録は廃止になります。 なお、印鑑登録証(カード)は、ご自身で裁断するなどし破棄してください。	市民課 TEL:072-841-1309	必要な方は印鑑登録の手続きを行ってください。
マイナンバーカード	マイナンバーカード転入届の特例を受けることができます。 また、電子証明書は転出届により失効します。	参考ホームページ 住民票の写しの請求や住民異動届(引越し)	マイナンバーカード又は住民基本台帳カード所持者は転入届の特例を受けることができます。 ただし、転入した日から14日を経過した後に転入届を行った場合は転入届の特例を受けることはできませんが、マイナンバーカードの継続利用はできません。 また、転出予定日から30日を経過した後に転入届を行った場合は転入届の特例を受けることはできませんので、枚方市の市民課までご相談ください。
国民年金(1号)加入者	手続きは不要です	年金児童手当課 TEL:072-841-1407	手続きは不要です
国民健康保険	転出日(海外転出の場合は転出日の翌日)より枚方市の国民健康保険証はお使いいただけません。被保険者証をご返却の上、脱退手続きを行ってください。なお、郵送による手続きも可能です。国民健康保険課へお問い合わせください。	国民健康保険課 TEL:072-841-1403	国民健康保険加入の手続きを行ってください。必要書類等は新住所地の役所にご確認ください。
	病院や社会福祉施設入所のために転出する方は、「 <u>住所地特例適用届書</u> 」を国民健康保険課に提出が必要です。国民健康保険課へお問い合わせください。	参考ホームページ ・ 国民健康保険の加入・脱退手続きについて ・ 就学のために別の住所を定める場合の国民健康保険証の手続きについて	新住所が記載された被保険者証を入所施設にご提示ください。
	就学のために転出する場合で、生計は転出前の世帯主と同じである場合は、引き続き枚方市の国民健康保険にご加入いただくことになります。国民健康保険課へお問い合わせください。		特にお手続きは必要ありません。
後期高齢者医療	大阪府外へ転出される方は、「負担区分等証明書」の交付を受けてください。転出実定日に資格を喪失しますので、資格を喪失した被保険者証は、枚方市に返還してください。	後期高齢者医療課 TEL:072-841-1334	大阪府外へ転出される方は、後日郵送で届く「負担区分等証明書」を持参して、資格取得の手続きを行ってください。大阪府内の転出の場合は、「負担区分等証明書」は必要ありません。 65歳から74歳までの障害認定を受けている方や特定疾病療養受療証の交付を受けている方は、「医療認定証明書」も併せて送付しますので、手続きを行ってください。
		参考ホームページ 大阪府後期高齢者医療広域連合のアドレス(各種手続き)	大阪府外の介護保険施設に転出される方は、住所地特例の適用となるため、後期高齢者医療の担当窓口で、施設入所となる旨を申し出てください。
公立小・中学校児童生徒	学校にマイナポータル引越しサービスを利用して転出届をした旨を連絡して、転校手続きに必要な書類を受け取ってください。	参考ホームページ 市立小中学校一覧(地域別)	在学していた学校で受け取った転校手続きに必要な書類を持参して、転校手続きを行ってください。
児童手当・特例給付	書類の提出が必要です。転出される方(受給者・配偶者・児童)によって提出書類が異なりますので担当課までお問い合わせください。	年金児童手当課 TEL:072-841-1408	転出予定日より15日以内に手続きをしてください。条件により所得証明書等が必要な場合がありますので、新住所地の担当課にご確認ください。手続きが遅れると不支給期間が生じる場合があります。
児童扶養手当・特別児童扶養手当	書類の提出が必要です。転出される方(受給者・配偶者・児童・扶養義務者)によって提出書類が異なりますので担当課までお問い合わせください。 なお、手当の支給が停止されている方であっても、転出に伴う手続きは必要です。	参考ホームページ 児童手当・特例給付に係る各種手続きについて 児童扶養手当の概要 特別児童扶養手当の概要	転入手続き後、速やかに手続きを行ってください。手続きが遅れると不支給期間が生じる場合があります。
子ども医療	受給資格が喪失します。「受給資格喪失届」の提出および医療証の返却をお願いします。	医療助成課 TEL:072-841-1359	市町村により制度が異なる場合がありますので、転出前に新住所地の役所にご確認いただき、必要な書類をご用意ください。
重度障害者医療	受給資格が喪失します。「受給資格喪失届」の提出および医療証の返却をお願いします。 ※大阪府内の住所地特例施設へ転出される方は、受給資格が継続となる場合があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。	参考ホームページ 子ども医療 重度障害者医療 ひとり親家庭医療 各種申請書ダウンロード	
ひとり親家庭医療	転出される方(受給者・児童・扶養義務者)によって提出書類が異なりますので担当課までお問い合わせください。受給者全員が転出する場合は「受給資格喪失届」の提出と医療証の返却をお願いします。		
介護保険	転出(予定)日の翌日に資格を喪失します。介護保険被保険者証をお返しください。	長寿・介護保険課 TEL:072-841-1460	資格取得の手続きを行ってください。
	要介護(要支援)認定を受けている方は、長寿・介護保険課で「 <u>受給資格証明書※</u> 」の交付を受けてください。	・転入地での手続きは、転入先の市町村により異なる場合があります。	新住所地に住み始めた日の翌日から14日以内に左記の証明書※を持参し、要介護(要支援)認定の手続きを行ってください。(※マイナンバーを利用(記入)して手続きする場合、受給資格証明書の提出は不要です)
	介護保険施設入所のために転出する方は、「 <u>住所地特例適用届書</u> 」を長寿・介護保険課に提出してください。		新住所が記載された被保険者証を入所施設にご提示ください。